補助金調書

補助金名	上水道事業費補助金			担当課 （連絡先）	水道局総務部経理課 （TEL　483-3115　）
交　付　先	□　団体	水道事業会計		区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	□　非公募	（公募の場合） 公募時期			
（公募の場合） 応募要件					
補助開始年度	大正12	年度	経過年数	91	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 地方公営企業法に定める経営に関する独立採算の基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、法の一般会計との経費の負担原則による国の一般会計繰出基準に基づく補助金等。 【補助対象事業】 ・水源開発補助金（繰出基準） ・福岡地区水道企業団に対する補助金（繰出基準） ・児童手当に係る補助金（繰出基準） ・福岡市水道水源かん養事業に対する補助金（水道水源かん養事業基金条例）				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	□　その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・「地方公営企業繰出金について（総務省通知）」（繰出基準）に基づく経費 ・福岡市水道水源かん養事業に係る事業費（基金目的事業）　等			

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	3(1) 件	4 件	5 件
	261,701 千円	158,476(85,910) 千円	296,436 千円	308,194 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	【水源開発補助金】 26,491千円 平成元年度以前の国庫補助対象事業費の7/30に相当する企業債の利息。 【福岡地区水道企業団に対する補助金】 113,947千円 福岡地区水道企業団の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため一般会計繰出を要する経費。 【児童手当に係る補助金】 18,038千円 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費。 【福岡市水道水源かん養事業に対する補助金】（85,910千円） 福岡市の水道水源のかん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うため、基金条例に基づき一般会計と企業会計の折半で積立を行い、福岡市水道水源かん養事業基金（一般会計）を設置しており、基金事業を企業会計で行うに当たり、基金を取り崩して一般会計から繰出を要する経費。
補助金交付 による効果	・地方公営企業の経営の健全化の促進、経営基盤の強化 ・福岡市の水道水源のかん養機能の向上、水源地域の活性化

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。